

# 2020年度 定期航空協会 年次総会 資料

- 【1】 2019 年度事業報告 …… P. 1
- 【2】 2020 年度事業方針 …… P. 9
- 【3】 役員を選任 …… P. 13

2020年5月20日

## 【1】2019年度事業報告

定期航空協会規約第3条に示されている本会の目的達成のため、2019年度事業として実施した協会運営、各政策課題への取組み等は以下の通りである。

### I. 協会主催の会議

#### 1. 総会

(1)年次総会	開催日	2019年5月22日
	議案	①2018年度事業報告 ②2018年度収支決算 ③2019年度事業方針 ④2019年度収支予算 ⑤役員を選任

#### 2. 理事会

(1)第108回	開催日	2019年4月24日
	議案	①2018年度事業報告 ②2018年度収支決算 ③2019年度事業方針 ④2019年度収支予算 ⑤役員を選任
(2)第109回	開催日	2019年7月22日
	議案	①監事退任による後任監事の選出について
(3)第110回	開催日	2019年9月13日
	議案	①アイベックスエアラインズ(株)の定期航空協会入会について

## II. 各政策課題への対応

### 1. 安全・安心な航空輸送サービスの提供に係る事項

#### (1) 対外的な要請活動

国土交通部会、航空政策特別委員会、航空議員連盟 等

航空業界に精通する国会議員に対し、業界発展のため、航空業界を取り巻く課題及びその課題に対する取組み状況を報告した。業界として「税制改正関連要望」「新型コロナウイルス感染拡大による航空業界からの要望」を訴えた結果、税制では航空機燃料税の軽減措置延長を始め、各税における特例措置が確定した。新型コロナウイルス関連も年度内に、公租公課の支払い猶予、U/Lルール\*の特例措置等の適用に至った。

(\*U/Lルール：「Use it or Lose it」ルールの略。IATAの定める国際的な発着枠調整ルールに基づくもの。航空会社に配分された発着枠の使用率が80%を切る場合、翌年の同時期、同時間帯における発着枠の優先配分権利を得られなくなる。)

#### (2) 飲酒事案の再発防止

業界共通のアルコール検査システムを当協会が主導して構築し、2020年1月から順次稼働させた。これに合わせて、アルコール検査時の第三者立会が不要となるための要件整理を国土交通省航空局と行い、加盟各社のシステム導入のスキームを整理し、サポートを実施した。2019年11月には1ヵ月間にわたり、飲酒事案再発防止を目的とした「飲酒による不適切事案撲滅運動」を行い、2020年2月からは運航乗務員を対象とした、アルコール検査のセルフチェック徹底の取組みを行った。

#### (3) 安全対策の強化

加盟各社の社長を委員とする「安全委員会」を2019年5月に開催し、2018年10月以降に連続して発生した航空従事者による飲酒不適切事案を受け、経営者としてバス会社での飲酒問題撲滅に取り組まれた山村陽一氏による講演を実施した。「交通業界における飲酒問題について」をテーマとし、飲酒問題への各社での取組み状況や課題を共有するとともに、再発防止に関わる議論を行い、各社における取組みをサポートした。

#### (4) 航空保安対策の強化

空港の保安検査機器の高度化を図るため、2019年度末までに全国主要空港へのボディースキャナー導入が完了した。当協会の要請を踏まえ、導入費用の航空会社負担分(50%)は国が負担している。

(5) 今後の航空保安のあり方について

国家をターゲットとしたテロは年々高度化・広域化し、その対策は民間企業の能力を超えたものとなっている。こうした中、航空及び空港における、高度かつ持続可能な保安体制を実現すべく、自民党の「運輸安全推進議員連盟」の提言(4月)も踏まえて、国土交通省航空局等、関係機関と意見交換を行った。また、2019年11月に開催された、国土交通省航空局主催の欧州空港(オランダ、フランス)視察に同行し、各国当局や空港会社との意見交換を通じて、わが国の保安のあり方の検討の参考とした。

(6) 機内迷惑行為対策

①機内喫煙対策

航空機内において「加熱式タバコ」「電子タバコ」等の喫煙に関わる事案の報告が増加しているため、国土交通省航空局に対策の申し入れを行った。その結果、航空法施行規則第164条の16に規定される安全阻害行為等の内、「便所において喫煙する行為」に加熱式タバコ及び電子タバコが含まれる旨を明確化し、通達の改定に至った。併せて、定期航空協会加盟各社の約款も変更し、便所のみならず、機内全体での「加熱式タバコ」「電子タバコ」等の使用禁止を進めることとした。通達、約款ともに2020年7月1日の施行を予定している。

②機内盗撮等対策

カメラや携帯機器の小型・高性能化が進み、航空機内での客室乗務員に対する「盗撮」等に関する報告が増加しており、現場の社員から不安の声があがっていた。そのため、国土交通省航空局に対策の申し入れを行い、航空法(安全阻害行為)での規制または条例での規制を行うよう、航空局及び警察当局と調整を行った。

(7) 衝撃防止姿勢の変更

2018年、ICAOより「緊急時において旅客が避けるべき姿勢及び旅客に推奨される衝撃防止姿勢」が示されたことを受け、国土交通省航空局及び本邦航空各社において、ICAO推奨姿勢の導入検討を行い、今般、その準備が整ったことから、2020年4月以降順次導入することとなった。これを受けて、衝撃防止姿勢が変更となること、また、2つの型がある「推奨姿勢」のどちらも安全であり、優劣がないことを旅客に周知することを目的として、旅客周知のコンテンツを作成し、当協会・加盟各社webサイトにて周知を行った。

(8) サイバーセキュリティ対策強化への対応

航空産業は国の重要インフラ事業者と位置付けられていることから、サイバーセキュリティ対策強化が求められている。そのため、以下の会議体に参加し、サイバー攻撃への対応力強化を図った。

- ・内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）主催の「分野横断的演習」及びNISCと連携した重要インフラ事業者の情報共有・分析機能を担う「セプターカウンスル」
- ・国土交通省総合政策局と連携した航空・空港・物流事業者によるセキュリティ情報共有組織「交通ISAC」

NISC：National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity

CEPTOR：Capability for Engineering of Protection, Technical Operation, analysis and Response

ISAC(通称：アイザック)：Information Sharing and Analysis Center

#### (9) 有色防除雪氷剤

従来、国内空港では無色の防除雪氷剤が使用されてきたが、2018年の国際会議において有色防除雪氷剤の使用が義務化されたため、国内空港において有色剤を使用する場合の費用負担等の課題を検討し、国土交通省航空局に提起した。その結果、即時の有色剤使用開始は問題が多いとの認識が示され、国内空港においては5年間の無色剤使用猶予期間が設定されることとなった。これを受けて、猶予期間中に有色剤の処理方法や施設等の課題について解決するよう、国土交通省航空局に申し入れを行った。

#### (10) 航空機燃料の安定的調達

航空機燃料はその供給量に制約があり、今後需要増が見込まれる中で、需給状況がタイト化しつつある。インバウンドの政府目標達成に向けて、2020年以降の首都圏空港の発着枠拡大や、各地方空港での路線増加等を勘案すると、現状よりもより安定的な航空機燃料供給が必要となる。

こうした環境を踏まえ、課題とあるべき姿の洗い出しを行い、国土交通省航空局へ提起した。

#### (11) 新型コロナウイルス感染症への対応

2020年1月以降、世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症により、国内外で人の移動が制限されたこと等を受け、航空業界は未曾有の危機的な状況にある。こうした中、加盟各社の状況を把握した上で業界要望を取りまとめ、国土交通省航空局、関係する国会議員、国土交通部会、航空政策特別委員会、航空議員連盟等へのご説明を行い、総理大臣以下の「新型コロナウイルス感染症の実体経済への影響に関する集中ヒアリング」でも要請を行った。その結果、年度内には公租公課支払い猶予や、U/Lルール適用停止の措置等が実現した。

## 2. わが国航空産業の競争力強化に係る事項

### (1) 令和2年度（2020年度）税制改正要望

#### ① 航空機燃料税軽減措置の延長

本税は諸外国では極めて稀な税であること、本税創設の主旨である空港整備が概成して本来の役目を終えていること等を訴えた。加えて、引き続き政府目標の達成、特に、日本経済の成長や地方創生、観光先進国の実現に向け役割を果たし続けるためには本軽減措置の延長が不可欠であることを主張し、令和2年度から3年度末まで2年間の延長が実現した。

なお、本措置延長の際には、本邦航空会社、国土交通省航空局との間で、従来からの国内ローカル路線の充実に加えて、訪日外国人旅行者の地方誘客のための新しい施策や、利用者利便向上につながる投資等に取り組む「航空機燃料税の特例措置を活かした航空会社の取組みについて」を策定した。

本措置の2年間延長（令和2年4月1日～令和4年3月31日）

- 国内路線（沖縄・特定離島路線を除く）  
1キロットル当たり：18,000円（現行軽減措置の適用前26,000円）【継続】
- 沖縄路線  
1キロットル当たり：9,000円（現行軽減措置の適用前13,000円）【継続】
- 特定離島路線  
1キロットル当たり：13,500円（現行軽減措置の適用前19,500円）【継続】

#### ② 国内線就航機に対する固定資産税課税標準の特例措置の延長

航空機に固定資産税を課している国は稀であり、本邦航空会社の国際競争力を削ぐ要因となっていることから、かねてより、非課税化すべきと主張してきた。現行の特例措置は、安定的な航空輸送サービスの提供や地方航空ネットワークの維持に資するものであるとして、本措置の延長を主張し、協会要望が実現された。

本措置の2年間延長（令和2年4月1日～令和4年3月31日）

#### ③ 地球温暖化対策税還付措置の延長

国内線航空機燃料に係る地球温暖化対策税については、還付措置が導入されている。現時点で航空機燃料には代替燃料が存在せず、本課税が使用量削減のインセンティブとはならないこと、また、多くの欧州諸国においてもこのような環境税は航空に対して非課税であり、課税となれば本邦航空会社の国際競争力阻害要因となること、本邦航空会社は既に燃費効率の改善に積極的に取り組んでいること等を主張し、協会要望が実現された。

本措置の3年間延長（令和2年4月1日～令和5年3月31日）【継続】

④ 航空機の部分品等に係る関税免税措置の延長

本邦航空会社で使用されている航空機は全て外国製であり、航空機の整備や修理に使用する部分品等についても、外国からの輸入品の使用が求められる。航空機の整備や修理の円滑な実施と航空機の安全性確保のため、本税免税措置の延長を主張し、協会要望が実現された。

本措置の3年間延長(令和2年4月1日～令和5年3月31日)【継続】

⑤ 航空券連帯税(仮称)の導入反対

国際連帯税が法制化された場合の課税方法の一つとして検討されている航空券連帯税は、その使途として途上国支援が考えられており、受益と負担に合理的理由が見出せないため、従来より導入反対を訴えている。航空旅客が直接的に受益をしない新たな税を賦課することは、政府が掲げる観光先進国の実現に逆行するとの考えのもと、導入反対を主張し、令和2年度の導入が見送られた。

(2) 運航乗務員不足への対応

国土交通省航空局及び航空輸送技術センター(ATEC)が推進している運航乗務員不足を解消するための施策の速やかな実現を要請しており、2019年度は、国土交通省航空局が計画していた防衛省出身者の民間企業での活用促進に向けた実証調査の年度内実施を要請し、実現した。

(3) 「将来の航空交通システムに関する推進協議会」(CARATS)への対応

国土交通省航空局主催の「将来の航空交通システムに関する推進協議会」に参加し、各施策の進捗状況を確認した。CARATSの実現には、地上の施設整備だけではなく、機上の装備の対応が必要であり、課題を整理して検討を進めている。

### 3. 利用者利便の向上に係る事項

(1) 国際観光旅客税への対応

国際観光旅客税(2019年1月7日発券分より徴収開始)の税収を、負担者である国際航空旅客に裨益する使途とするよう、関係各所に申し入れを行った。その結果、令和2年度観光庁予算において、納税者である国際航空旅客が使用する空港の設備投資、具体的には、円滑な出入国の環境整備、FAST TRAVELの推進等に149億円の予算が計上された。

- (2) 航空ネットワークの充実、利便性向上にむけた取組み  
航空機燃料税の軽減措置の延長に際し、定期航空協会加盟各社は以下の通り、国内ローカル路線の充実に加えて訪日外国人旅行者の地方誘客のための新しい施策や、利用者利便向上につながる投資などに取り組むこととした。
- ①訪日外国人利用者の地方誘客・受入環境強化
    - 訪日外国人利用者の国内線利用数：約 450 万人/年
  - ②利用者利便向上につながる投資等
    - 総額約 450 億円
  - ③国内ローカル路線の充実
    - 国内ローカル路線の運航回数：約 64.8 万回/年
- (3) 首都圏空港機能強化に向けた取組み  
国土交通省主催の「羽田空港等見学会」の開催に際し加盟各社の格納庫見学等の協力を行った。2019 年 11 月に開催された、「東京国際空港について指定した円錐表面及び外側水平表面の変更」に関する公聴会及び 12 月に開催された、「成田国際空港の施設変更及び同空港について指定した延長進入表面等の変更」に関する公聴会へ参加し、それぞれ賛成の立場からの公述を行った。

#### 4. 社会的な役割の遂行に係る事項

##### (1) 環境対策

###### ① 日本経済団体連合会(経団連)活動への対応

経団連がとりまとめをおこなっている温室効果ガス対策に係る「低炭素社会実行計画」において、航空分野の目標値は「2020年度の有償トンキロメートルあたりのCO2排出量を2005年度比21%削減」となっている。加盟各社の2018年度CO2排出量の実績は、2005年度比19%削減であり、この実績と合わせて2020年度での計画達成に向けた航空分野の取組みを経団連へ報告した。

###### ② 国際航空分野における温室効果ガス排出削減対策への対応

2016年10月のICAO総会で決定された、世界的な温室効果ガス排出削減制度 CORSIA (Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation) の 2021 年からの適用開始に向けて、制度の詳細な検討が進んでいる。我が国でも 2019 年 1 月から、国土交通省航空局に対する国際線運航時の CO2 排出量の報告制度が開始されたことを受け、加盟各社が当該報告制度に対応できるよう、必要な情報提供を行う等の支援を行った。



③ バイオジェット燃料等代替燃料への対応

2015年3月に、バイオジェット燃料等代替燃料の導入に向けて、経済産業省・国土交通省主催「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたバイオジェット燃料の導入までの道筋検討委員会」が設置され、当協会も参加している。国は、2020年に国産バイオジェット燃料を利用したデモ飛行の実施を目指しており、当協会もバイオジェット燃料の航空機搭載までの実務面での課題解決に取り組んだ。

(2) バリアフリーへの対応

2019年4月に施行された改正バリアフリー法で航空会社の「ハード・ソフト取組計画」が作成義務となった。加盟各社は「移動等円滑化取組計画書」を国土交通省航空局に12月末までに提出することとなったため、加盟各社から円滑な提出がなされるよう、国土交通省航空局との間で取組み状況や意見を集約し、支援を行った。

(3) 「子育てにやさしい移動に関する協議会」への対応

国土交通省総合政策局主催の「子育てにやさしい移動に関する協議会」に参加し、子供を連れた家族世帯が移動しやすい環境・社会を創るための取組み事例として、航空機内でのカウチシートや多目的ルームを紹介した。

### Ⅲ. 総務、広報関連事項

国土交通省を始め関係省庁等からの通知、意見照会、各課題の検討に際し、加盟各社とのコミュニケーションを密にし、情報の周知や意見反映等の充実を図った。また、協会及び航空業界へのより広範な理解が得られるよう、ウェブサイト等を活用した情報発信を促進した。

### Ⅳ. 役員及び会員会社の現況 (2019年度末)

#### 1. 役員

会長・理事	平子 裕志	全日本空輸(株)	代表取締役社長
理事長	大塚 洋		
理事	赤坂 祐二	日本航空(株)	代表取締役社長
監事	大鹿 仁史	日本貨物航空(株)	代表取締役社長
監事	草野 晋	(株)AIRDO	代表取締役社長

## 2. 会員会社（全19社）

日本航空(株)	(株)ソラシドエア
日本トランスオーシャン航空(株)	(株)スターフライヤー
(株)ジェイエア	スカイマーク(株)
日本エアコンピューター(株)	(株)フジドリームエアラインズ
ANAホールディングス(株)	エアアジアジャパン（株）
全日本空輸(株)	春秋航空日本（株）
(株)エアー・ジャパン	Peach Aviation（株）
ANAウイングス(株)	ジェットスター・ジャパン（株）
日本貨物航空(株)	アイベックスエアラインズ(株)
(株)AIRDO	

\*バニラ・エア(株)は2019年12月20日付で退会。

### 【2】2020年度事業方針

定期航空協会規約第3条に示されている、本会の目的達成に向けた2020年度事業方針は以下の通り。

#### I. 航空を取り巻く情勢

今般の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、世界経済は停滞し、特に、運輸・観光業界の業績見通しはかつてない程厳しいものとなっている。国内においても、全国的なイベントの中止、小中高校の休校、緊急事態宣言の発令等により人の往来が途絶え、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が延期となる等、航空業界を取り巻く環境は、未曾有の危機的状況にある。

国内の生産年齢人口減少による人手不足や、少子高齢化による国内の旅行・移動需要の減少等の社会構造的な問題に加えて、環境への配慮、CO2排出削減への対応等、本邦航空業界には課題が山積している。

これらの課題解決を図るためにも、まずは新型コロナウイルス感染症への対応に注力しつつ、海外の航空会社と対等に競争が出来る環境の整備や、先進技術を活用した航空イノベーション、SDGs(持続可能な開発目標)への対応、ユニバーサル環境の実現、より高度な航空保安体制の構築等の施策を、官民一体となって進める必要がある。

定期航空協会加盟各社は、新型コロナウイルスショックの収束後には、観光業界とも連携して需要喚起策に取り組み、日本経済の活性化に貢献したいと考えている。さらに、訪日旅客の地方誘客や地方空港での外国社就航受入業務等を強化することも期待されており、観光先進国や地方創生という政府目標の実現に向けて取組みを進めて参りたい。

## II. 基本方針

航空業界は、新型コロナウイルス感染症の国内外での感染拡大により、かつてない甚大な影響を受けている。そのため定期航空協会は、本邦航空会社19社が加盟する業界団体として、会員各社の状況を踏まえた要請活動や取組みを最優先課題とするとともに、安全運航の堅持を第一に、日々変化する情勢に迅速かつ的確に対応し、我が国の航空運送事業の健全な発展を促進するとともに、利用者利便の向上を図り、日本経済の発展や地方創生に貢献していくため、以下の通り、取り組むこととする。

1. 新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であるとの認識のもと、関係各所への要請活動等の取組みを継続する。
2. 公共交通機関としての重要な責務である安全・安心な航空輸送サービスを提供し続けるため、安定的な保安体制の構築やユニバーサル環境の充実等の取組みを進める。
3. 海外の航空会社と対等に競争できる環境を整備するため、諸外国と比較し負担が大きい我が国固有の公租公課のあり方について検討する。
4. 航空イノベーションの推進、航空ネットワークの充実等、利用者利便の向上につながる施策の実現に向けた取組みを国土交通省航空局とともに進める。
5. 重要な社会インフラとしての役割を果たすため、国連が掲げるSDGs(持続可能な開発目標)に向けて、環境対策の取組みを進める。

## III. 重点課題

### 1. 新型コロナウイルス感染症への対応

航空業界が受けた甚大な影響を踏まえ、各社が置かれた状況を的確に把握して関係各所への要請活動を継続し、業界への支援を取り付け、課題解決に取り組む。また、国、観光業界とともに、収束後の需要回復に向けて大胆な取組みも進める。

### 2. 安全・安心な航空輸送サービスの提供に係る事項

#### (1) 飲酒に関する不適切な事案の再発防止

航空従事者が連続して発生させた飲酒に関する不適切な事案は、航空の安全に対する信頼が損なわれる危機的な状況であると重く受け止め、業界一体となって、再発防止策を継続して実行する。

(2) 航空保安

今後、我が国で開催される国際的な各種イベントを見据え、テロの脅威への対策等、航空に関する保安のあり方について、国の保安責任の明確化や実施主体の一元化等について関係各所と継続的に協議し、安全かつ安定的な航空輸送サービスの提供に向けて取り組む。

(3) 機内での迷惑行為の防止

機内での「加熱式タバコ」「電子タバコ」等の使用禁止について、7月の通達施行を実現させる。「盗撮」を始めとする機内での迷惑行為の防止については、早期の通達改正を目指し、引き続き、国土交通省航空局及び警察当局と連携して取り組む。

(4) バリアフリー

今国会に提出されている改正バリアフリー法案では、航空会社に新たな基準等の適用が予定されているため、国土交通省航空局及び加盟各社と連携して、この対応に取り組む。

(5) その他取り組むべき課題

①防除雪氷剤

国内空港で無色剤の使用が許される5年間の猶予期間が終了した後、速やかに有色防除雪氷剤の使用が可能となる様に、各空港における有色剤の処理方法、処理施設の決定を、国土交通省航空局に引き続き要請する。

②燃料問題

訪日旅客の拡大や地方誘客等を支える航空輸送サービスの基本である定時運航の維持や、航空機運航に必須である航空機燃料の安定的な確保を目指し、課題の解決に取り組む。

### 3. 我が国航空業界の競争力強化

(1) 航空機燃料税

空港整備勘定の将来像を見据え、航空機燃料税のあり方についての議論を深化させ、海外の航空会社と対等に競争できる環境の整備を目指して検討を進める。

(2) その他の税制

今年度末に、主にGSEや整備業務用車両が使用する軽油に係る軽油引取税に対する軽減措置が期限を迎えるため、国土交通省航空局等の関係各所と特例措置の延長に向けた協議を行う。  
検討が継続されている「航空券連帯税」（仮称）は、「受益と負担」に合理

的な理由が見出せないうえ、観光先進国実現に向けた取組みに逆行するとの考えのもと、引き続き導入反対を訴え行動する。

(3) 乗務員等人材不足

航空需要増加や生産年齢人口減少に伴う運航乗務員、グランドハンドリング、整備に係る人材不足の解決に取り組む。

#### 4. 利用者利便の向上に係る事項

コロナウイルスショックの収束後には、下記の事項を中心に、利用者利便向上に取り組む。

(1) 国際観光旅客税

負担者である国際航空旅客のさらなるサービス向上に繋がる使途となるべく、FAST Travelや航空イノベーション等の航空・空港分野への予算配分が拡大されるよう、引き続き関係各所に要請を行う。

(2) 航空ネットワークの充実、利便性向上に向けた取組み

航空ネットワークの充実及びさらなる利用者利便向上のため、以下の項目に取り組む。

- ①訪日外国人利用者の地方誘客・受入環境強化
- ②利用者利便向上につながる投資等
- ③国内ローカル路線の充実

#### 5. 社会的な役割の遂行に係る事項

(1) 環境課題への対応

航空業界は環境との共生が必要不可欠であるとの考えのもと、温暖化対策を始めた環境問題に取り組むため、新たな委員会を立ち上げる。バイオジェット燃料等代替燃料や国際航空分野におけるグローバルMBM (Global Market Based Measure) について、国土交通省航空局と密に連携を図るとともに、SDGsについて業界横断的な取組みを進める。

(2) 首都圏空港機能強化に伴う対応

航空機の都心上空通過が開始されたことに対する住民の不安を解消するため、これまで加盟各社が行って来た落下物や騒音対策を確実に実施するとともに、国土交通省航空局の活動に、引き続き協力を行う。

#### IV. 会員会社の現況（2020年4月）

日本航空(株)	(株)ソラシドエア
日本トランスオーシャン航空(株)	(株)スターフライヤー
(株)ジェイエア	スカイマーク(株)
日本エアコンピューター(株)	(株)フジドリームエアラインズ
ANAホールディングス(株)	エアアジアジャパン (株)
全日本空輸(株)	春秋航空日本 (株)
(株)エアージャパン	Peach Aviation (株)
ANAウイングス(株)	ジェットスター・ジャパン (株)
日本貨物航空(株)	アイベックスエアラインズ (株)
(株)AIRDO	
(全19社)	

#### 【3】 役員を選任

役 職	新 役 員 名	現 役 員 名
理事・会長	赤坂 祐二（日本航空(株)）	平子 裕志（全日本空輸(株)）
理事長	大塚 洋	大塚 洋
理 事	平子 裕志（全日本空輸(株)）	赤坂 祐二（日本航空(株)）
監 事	高橋 宏輔（(株)ソラシド・エア）	大鹿 仁史（日本貨物航空(株)）
監 事	松石 禎己（(株)スターフライヤー）	草野 晋（(株)AIRDO）

以上